

最近の判例から (13)

共用通路に関する共有物分割請求が否認された事例

(福岡高判 平19・1・25 ホームページ下級裁主要判決情報) 鈴木 秀剛

共用通路のみを使用して公道への出入りを行っている共有者の一方が、他の経路でも公道への出入りを行っている共有者の他方に対し、通路に関する共有物の分割を求めた事案において、一審で請求が認容され二審で否認された事例（福岡高裁 平成19年1月25日判決 破棄自判 ホームページ下級裁主要判決情報）

1 事案の概要

訴えの対象は、幅員1.9mほどの南北に細長い土地で、南端で県道に接し北に向けて登り勾配のある通路（以下「本件通路」という。）である。X1とその子X2の所有地は本件通路の東側に、Y所有地は西側に接し、それぞれ南側は県道に接している。両所有地と県道との行き来は、両所有地の地表面が県道より約1m高く県道との直接出入りが困難であるため、両所有地とも、本件通路との段差の減少する敷地の北寄りの位置から、本件通路を使用して行っている。なお、Y所有地の西側には里道があり、Yは、北側隣地（他人地）を経由すれば、その里道を使用して県道への行き来ができる状況にある。

本件通路の共有持分は、X1およびYがそれぞれの土地を購入した際、本件通路の持分2分の1ずつが双方に譲渡されたために、X1とYとの共有になったものである。その後、X1が子のX2に自分の持分の半分を贈与したことにより、訴訟の段階では、X親子が各

4分の1、Yが2分の1の共有持分を有している。

X1らは自宅から県道へ至るために本件通路を使用しており、かつ自宅から県道に通ずる通路は本件通路以外にはない。他方、Yは所有地から県道に至る場合に本件通路を通行するよりほかないものの、実際には、長年にわたり、本件通路ではなく、北側の他人地およびY所有地に隣接する里道を無断で通行して県道と行き来してきた。

近年X1らとYとの間では、本件通路とY所有地との間の境界やX1らによる本件通路の通行の仕方等をめぐり、争いが激化していた。そこで、X1らは、Yとの共有関係に起因する混乱状態からの離脱を希望し、X1らが現に本件通路を不可欠なものとして利用しているのに対し、Yは長年Y所有地西側の里道を経てY所有地と県道との間を行き来しており、本件通路を必要としていない、また、これまでの言動からして、本件通路をめぐり分割協議は整わないとして、X1らがYに対し相応の代償金を支払うことを条件に、本件通路の東側半分をX1らだけの所有とする旨の共有物分割を求めた。

一審では、X1らがYに対して支払うべき代償金額をXらの各人1万円余ずつと定めてXらの請求どおり本件通路の分割を認容したが、控訴された。

2 判決の要旨

裁判所は次のように判示して、X 1 らの請求を棄却した。

- (1) X 1 らとYの間において、訴訟が提議されるまでに本件通路にかかる共有物分割をめぐって協議が行われた経緯は認められない。しかし、当事者双方の主張のありようからして、両者の間に本件通路をめぐる分割協議が整う見込みは全くないものといえてよい。そして、本件通路はX 1 らの所有地と県道を結ぶ唯一の通路であるにもかかわらず、その共有者であるYとの間で対立が絶えないという事情のもとでは、X 1 らにおいて、本件通路についてのYとの共有関係を解消することを強く志向し、共有物分割請求に及ぶに至ったことも心情的には無理からぬものがある。
- (2) 本件通路の幅員は1.93mに過ぎない南北方向に細長い土地であって、X 1 らにおいては自動車を用いて本件通路を通行している。またYにおいても、同様に本件通路を自動車で行き、県道から西側隣地へ至る通路としてこれを使用したい意向である。そうであれば、本件通路をX 1 らとYの持分割合に応じて現物で分割しようとする限りは、いかなる態様で分割しようとも自動車の通行が不可能になり、かえって、X 1 ら及びY双方にとって不都合な結果になることは明らかである。
- (3) Yの所有する西側隣地は南側で県道に接しているとはいうものの、県道とは約1mの段差があるため、現状において同土地から直接県道へと通じる通路はないし、西側に隣接する里道へ直接車で出入りすることはできないため、北側の他人地を経由して、本件里道から県道へという経路で通行してきたものである。したがって、北側他人地

を経由することができなくなれば、本件通路を利用して県道との通行を確保するほかない。

- (4) 本件通路は、Y所有地とX 1 らの所有地から公道へ至る共用通路であるというべきである。そうであれば、そのような性格や効能が失われたといえるような特段の事情が認められない限り、そもそも共有物分割請求になじまないものといえるべく、そのような請求は権利の濫用として許されないとすべきである。

3 まとめ

本判決は、共有者双方が公道へ至るための共用通路という性格を有するものであり、そのような性格が失われたといえるような特段の事情が認められない限り、共有物分割請求になじまないという原則的な判断を踏まえた上で、X 1 らにとっては本件通路は不可欠の通路であることは明白であること、他方、本訴訟を契機に、Yが本件通路を公道に至る通路として使用する意向を明らかにしていることを指摘し、本件通路は未だ当事者らの共用通路としての性格を失っていないとして、共有物分割請求を斥けた事例である。

(調査研究部調査役)